

施設基準届出一覧表

2026.6.1

基本診療料の施設基準等に係る届出

- 初診料（歯科）の注1に掲げる基準
- 歯科外来診療医療安全対策加算1
- 歯科外来診療感染対策加算1
- 一般病棟入院基本料（地域一般3）
- 療養病棟入院基本料1
- 診療録管理体制加算2
- 看護配置加算
- 看護補助加算
- 療養病棟療養環境加算1
- データ提出加算
- 入退院支援加算
- 感染対策向上加算 3
- 地域支援・医薬品供給対応体制加算1
- 電子的診療情報連携体制整備加算

特掲診療料の施設基準等に係る届出

- がん治療連携指導料
- 薬剤管理指導料
- 医療機器安全管理料 1
- 歯科治療総合医療管理料（Ⅰ）及び（Ⅱ）
- 検体検査管理加算 1
- 検体検査管理加算 2
- CT撮影及びMRI撮影
- 脳血管リハビリテーション料 1
- 運動器リハビリテーション料 1
- 呼吸器リハビリテーション料 1
- 集団コミュニケーション療法
- 人工腎臓（慢性期維持透析 1）
- 人工腎臓導入期加算 1
- 透析液水質確保加算
- う蝕歯無痛的窩洞形成加算
- CAD/CAM冠
- クラウン・ブリッジ維持管理料
- 口腔機能実地指導料
- 外来在宅等ベースアップ評価料
- 歯科外来在宅等ベースアップ評価料
- 入院ベースアップ評価料
- 歯科技工所ベースアップ支援料

その他の届出

- 入院時食事療養費／入院時生活療養費 1
- 酸素の購入単価

入院時食事療養費／入院時生活療養費（Ⅰ）に関する届出

【食事及び生活療養に対する自己負担額について】

入院中の食事及び生活療養に対する自己負担額は、所得に応じた額が厚生労働大臣により定められています。高額療養費の対象とはならない為、入院費が高額になった場合でも食事及び生活療養に係る費用は患者様の全額ご負担となります。

ただし、低所得（住民税非課税世帯）の方は、申請により減額措置を受ける事ができます。

所得区分		自己負担額	
		食事療養費(1食につき)	生活療養費(1日につき)
一般（下記に該当しない方）		550円	430円
指定難病の方（住民税非課税世帯を除く）		330円	0円
低所得Ⅱ	過去1年間の入院が90日まで	270円	430円
	過去1年間の入院が90日目以降	220円	430円
低所得Ⅰ		130円	430円

※ 生活療養費とは、厚生労働大臣により定められている療養病棟に入院する65歳以上の患者様に対する自己負担額です。



田尻ヶ丘病院